

令和3年度 神奈川支部事業計画について

令和3年度 事業計画（神奈川支部）（案）

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 （☆は、保険者機能強化予算に計上した事業）</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 （☆は、保険者機能強化予算に計上した事業）</p>
<p>I. 令和2年度の協会けんぽ神奈川支部運営の基本方針</p> <p>平成30年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉スタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第4期）や第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。</p> <p>令和2年度はアクションプランの最終年度である。このため、令和2年度においては、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各KPIを確実に達成すべく、令和2年度の神奈川支部運営の基本方針は以下のとおりとする。</p> <p>（1）基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p>（2）戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定健康指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組む。</p> <p>（3）上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p>また、内部統制の強化を行う。</p>	<p>（I）削除</p>
<p>II. 主な重点施策と具体的な取組</p> <p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>主な重点施策と具体的な取組</p> <p>1. 基盤的保険者機能関係</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。</p> <p>(12) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算の情報を納入告知書に掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。 	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。
<p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする 【参考】令和元年度実績 100%（9月末現在） ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92.3%以上とする 【参考】令和元年度実績 92.1%（10月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。 現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。 サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の 	<p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする 【参考】令和2年度実績 100%（10月末現在） ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.5%以上とする 【参考】令和2年度実績 96.3%（10月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。 令和3年5月の年金事務所出張相談窓口閉鎖を踏まえ、現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。
<div data-bbox="107 405 1095 649" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(9) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.6%以上とする 【参考】令和元年度実績 87.6% (10月末現在) </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する 	<div data-bbox="1133 405 2121 649" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する。
<div data-bbox="107 940 1095 1144" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。 	<div data-bbox="1133 940 2121 1144" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(4) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。 令和2年4月1日に新設される被扶養者の国内居住要件等について、適切な審査を行うとともに施行後の動向把握に努める。 	<p>(5) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。 被扶養者の国内居住要件等に関する審査については、より重点的に実施し、給付適正化を図るとともに、件数等の削減効果についての分析を進める。
<p>(5) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。 <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする 【参考】令和元年度実績 0.395% (10月末現在)</p> <p>(※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>① 効果的な内容点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検員のスキルアップを図るため、分析及び面談により点検員の能力の棚卸を行い、定期的に研修や勉強会を実施する。 集計ツール等を活用した再審査結果の分析により、支部の強み弱み及び点検員の能力を把握する。 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。 進捗会議を活性化しPDCAを徹底することで、継続的な業務改善を図る。 	<p>(6) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。 <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率※について対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 0.307% (10月末現在) (※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 3,881円 (10月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>【効果的な内容点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検員のスキルアップを図るため、分析および面談により点検員の能力の棚卸を行い、定期的に研修や勉強会を実施する。 集計ツール等を活用した再審査結果の分析により、支部の強み弱みおよび点検員の能力を把握する。 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>② 効果的な資格点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ効果的な資格点検により、全件調定について毎月計画的に実施する。 <p>③ 効果的な外傷点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を6か月ごとに送付することにより効果額の向上を図る。 ・ 業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。 ・ 求償の事務処理について、システムを活用した効率的かつ効果的な事務処理を実施する。 <p>④ 多受診者への適正受診指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回システムからデータ取得し、対象者へ照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。受診回数が減らない対象者については、再度文書を送付し適正化を図る。 	<p>再審査の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗会議を活性化しPDCAを徹底することで、継続的な業務改善を図る。 ・ 内容点検について個人による審査から組織的な審査に切り替えることにより、効率的および効果的な点検を実施し、再審査レセプト1件当たりにかかる査定額の向上を図る。 <p>【効果的な資格点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ効果的な資格点検により、全件調定について毎月計画的に実施する。 <p>【効果的な外傷点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を6か月ごとに送付することにより効果額の向上を図る。 ・ 業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。 ・ 求償の事務処理について、システムを活用した効率的かつ効果的な事務処理を実施する。 <p>【多受診者への適正受診指導の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回システムからデータ取得し、対象者へ照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。受診回数が減らない対象者については、再度文書を送付し適正化を図る。
<p>(6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする 【参考】令和元年度 1.18%(10月末現在) <p>(具体的な取組)</p>	<p>(7) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする 【参考】令和2年度 1.23%(10月末現在) <p>(具体的な取組)</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。 ・ 施術箇所3部位以上・月15日以上以上の施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。 <p>☆ 適正受診を促すため、被保険者50人以上の事業所を対象に、リーフレットを配布する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。 ・ 施術箇所3部位以上かつ月15日以上以上の施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。 <p>☆ 適正受診を促すため、受診歴のある被保険者が在籍する、被保険者10人以上の事業所を対象に、リーフレットを配布する。</p>
<p>(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部より示された審査事務手順書により審査を行い、給付の適正化を図る。 	<p>(8) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部より示された審査事務手順書により審査を行い、給付の適正化を図る。
<p>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする 【参考】令和元年度実績 92.47% (10月末現在)</p> <p>② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする 【参考】令和元年度実績 40.0% (10月末現在)</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>	<p>(9) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等により、資格喪失届時に保険証を添付することおよび退職日以降は保険証の使用ができないことについて、事業所担当者および加入者あての周知徹底を図る。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施および費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 95.23% (10月末現在)</p> <p>② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【参考】令和元年度実績 0.108% (10月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療機関や事業所へポスターやチラシなどを配布し、資格喪失届出時の保険証添付の徹底について周知を図る。 ・ 喪失後に受診した者の事業所をピックアップし、重点的に周知を図るチラシを送付する。 ・ 外国人向けのリーフレットを作成のうえ外国人の就業者が多い事業所に送付し、保険証の使用期限などについての周知を図る。 <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソースにより催告状(一次・二次)を早期に送付することにより、債務者に対し納付意識の高揚を図る。 ・ 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名催告状を毎月送付する。 ・ 弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、法的手続きを毎月計画的に実施する。 ・ 高額債務者に対して電話催告を計画的に実施するとともに、保険者間調整を積極的に実施する。 <p>③ 資格喪失後受診の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失後の受診者のうち約9割は、事業所へ保険証を返還するまでの短期間に医療機関を受診しており、保険証の使用期限に関する認知度が低いと考えられることから、加入者等に対し保険証の使用期限に係る認知度を高めるため、ポスター及びリーフレットを医療機関等に送付し、窓口等への貼付を依頼することにより加入者等への周知を図る。 	<p>対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 29.89% (10月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証の使用期限に関する周知を促すため、事業所へポスターやリーフレットなどを配布し、資格喪失届出時の保険証添付の周知徹底を図る。 ・ 事業所担当者および加入者等に対し、保険証の使用期限に係る認知度を高めるため、資格喪失届の保険証添付率の低い事業所や返納金が多く発生する事業所に対し周知ポスターおよびリーフレットを毎月送付する。 <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソースにより催告状(一次・二次)を早期に送付し、債務者の納付意識の高揚を図る。 ・ 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名催告状を毎月送付する。 ・ 弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、法的手続きを毎月計画的に実施する。 ・ 納付約束不履行者に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。 ・ 高額債務者に対して電話催告を計画的に実施するとともに、保険者間調整を積極的に実施する。
<p>(10) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所 	<p>(10) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>への勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする 【参考】令和元年度実績 21.5%（10月末現在） <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。 	<p>への勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする 【参考】令和2年度実績 41.2%（11月末現在） <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。
<p>(11) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、必要に応じてマイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を53.6%以上とする 【参考】令和元年度実績 53.6%（9月までの平均利用率） <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認システムの利用頻度の低い医療機関に定期的に利用を呼びかけ、利用率の向上を図る。 	<p>(11) 削除</p>
<p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ミーティングの頻度を高め、問題意識や情報等を共有するとともに、OJTを積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組むとともに、業務改革・改善を推進する。 	<p>(11) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ミーティングの頻度を高め、問題意識や情報等を共有するとともに、OJTを積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。

令和 2 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 3 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<div data-bbox="112 287 1097 534" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第 3 期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> </div> <div data-bbox="112 614 1097 694" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供(I、II、III)</p> </div> <div data-bbox="168 702 369 734" style="padding-left: 20px;"> <p>(具体的な取組)</p> </div> <div data-bbox="168 742 1108 893" style="padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ健康企業宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。 ・ 神奈川県及び 4 市（横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市）との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的としてデータ提供を行う。 </div> <div data-bbox="112 941 1097 1021" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施(I、II、III)</p> </div> <div data-bbox="168 1029 1108 1220" style="padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6 か年計画である第 2 期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半 3 年は P D C A サイクルに沿って、取組みの実効性を高める。 </div> <div data-bbox="168 1228 369 1260" style="padding-left: 20px;"> <p>(具体的な取組)</p> </div> <div data-bbox="168 1268 1108 1340" style="padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上位目標を「循環器系疾患の 1 人当たり医療費を令和 4 年度時点で 26,222 円以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。 </div>	<div data-bbox="1131 287 2116 534" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第 3 期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> </div> <div data-bbox="1131 614 2116 654" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 削除</p> </div> <div data-bbox="1131 941 2116 1021" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施(I、II、III)</p> </div> <div data-bbox="1187 1029 2139 1252" style="padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の P D C A サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 </div> <div data-bbox="1187 1260 1388 1292" style="padding-left: 20px;"> <p>(具体的な取組)</p> </div> <div data-bbox="1187 1300 2139 1420" style="padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上位目標を「循環器系疾患の 1 人当たり医療費を令和 4 年度時点で 26,222 円以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。 ・ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、健診受診率等の向上を図る。 </div>

令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。

■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 53.9%以上とする

【参考】平成 30 年度実績 50.1%

② 事業者健診データ取得率を 4.2%以上とする

【参考】平成 30 年度実績 1.6%

③ 被扶養者の特定健康診査受診率を 26.1%以上とする

【参考】平成 30 年度実績 18.6%

(具体的な取組)

【生活習慣病予防健診】

- ☆ 新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内・申込書等をタイムリーに送付する。併せて新規適用事業所および効果が高いと思われる大規模事業所に電話等による受診勧奨を実施する。
- ☆ 任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。
- ☆ 事業所や加入者等を対象とした、健診（検診車を含む）・保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。
- ☆ 地理情報システム（GIS）を活用し、未受診者に対し居住地の近隣にある健診機関を掲載した DM を送付する。
- ・ 健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。
- ・ 健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を実施する。
- ☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。
- ☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市町村との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。

■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 62.5%以上とする

【参考】令和元年度実績 53.9%

② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする

【参考】令和元年度実績 3.7%

③ 被扶養者の特定健康診査受診率を 26.2%以上とする

【参考】令和元年度実績 25.7%

(具体的な取組)

【生活習慣病予防健診】

- ☆ 新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内等をタイムリーに送付する。併せて新規適用事業所および効果が高いと思われる大規模事業所に訪問等による受診勧奨を実施する。
- ☆ 任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。
- ☆ 事業所や加入者を対象とした、健診（検診車を含む）および保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。
- ☆ 地理情報システム（GIS）を活用し、未受診者に対し居住地の近隣にある健診機関を掲載した DM の送付対象を拡大する。
- ☆ 契約健診機関が少ない地域において、被保険者の集団健診（検診車）を案内し、サービスの向上、実施率の上昇を図る。
- ☆ 健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。
- ・ 健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を実施する。
- ☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホ

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【事業者健診データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む業務を一括委託することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。 ☆ 健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を健診機関への委託により実施する。 ・ 商工会議所等と連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。 <p>【特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。 ☆ 新規加入者に対し受診券を送付する。 ☆ 未受診者対策としてオプション検査等を含めた協会主催の自己負担無料集団健診（会場健診）を2サイクル実施する。 ・ 市町村が行うがん検診との連携強化を図る。 ・ 健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を提供し、受診拡大を図る。 ☆ 過去に集団健診を受診したことのある未受診者（不定期受診者）に対して電話による勧奨を行う。 	<p>ームページにおいて提供する。あわせて参加健診機関の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。 <p>【事業者健診データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む一括業務委託をさらに拡充することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。 ☆ 健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を健診機関への委託により実施する。 ・ 対象事業所を規模や業態等でセグメント分けしたうえで、大規模事業所等には職員が直接訪問することで関係を強化し、事業者健診データの取得を推進する。 <p>【特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。 ☆ 新規加入者に対し受診券を送付する。 ☆ 未受診者対策としてオプション検査等を含めた自己負担無料集団健診（会場健診）を2サイクル案内する。 ・ 市町村とがん検診の契約をしている健診機関であり、協会の特定健診と同時受診ができる健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて広報する。また、GISを活用して、被扶養者の自宅近隣で同時受診ができる健診機関情報を掲載したDMを送付する。 ・ 健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者に提供し、受診拡大を図る。
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。 ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新た 	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。あわせて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新た

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>な特定保健指導の手法を検討し実施する。</p> <p>■ KPI：特定保健指導の実施率を14.5%以上とする 【参考】平成30年度実績 6.0%</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。 ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。 ・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導・監督を行うことで実績向上を目指す。 ・ 民間委託機関を活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。 ☆ 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に架電し実施率向上を図る。 ☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。 ・ 集団健診の際、初回面談（分割実施）を実施する。 ☆ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。 ☆ 広告等を利用し、保健指導に携わる保健師を広く募集する。 	<p>な特定保健指導の手法を検討し実施する。</p> <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を18.2%以上とする 【参考】令和元年度実績 8.4% ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を25.1%以上とする 【参考】令和元年度実績 20.5%</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。 ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。 ・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導および監督を行うことで実績向上を目指す。 ・ 民間委託機関およびICTを活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。 ・ 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に訪問や架電を実施し実施率向上を図る。 ・ 厚生労働省が検討しているICTを活用した集団保健指導（グループ面談）について、今後の実行可能性および効率性等を検討し、枠組み作成に着手する。 ☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。 ・ 集団健診の際、初回面談（分割実施）を実施する。 ☆ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする 【参考】平成30年度実績 10.5%（平成29年4月～30年3月受診 	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする 【参考】令和元年度実績 10.7%（平成30年4月～31年3月受診

令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p style="text-align: center;">分)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を委託で実施する。 ☆ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する。 	<p style="text-align: center;">分)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を、一次勧奨対象者を含めた対象者全員に委託で実施する。 ☆ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する。実施する地域については、県や市町村、医師会等と連携し、拡大を目指す。
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業所訪問を行うことにより健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化の一環として、健康づくり講座を実施する。 ☆ 健康経営等に関するセミナーを開催し、好事例等の情報を他の事業所へ展開するとともに健康企業宣言事業所同士の横の繋がりを作る場を提供する。 ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして提供し、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図る。 	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、事業所への支援等を拡充する。 ・ 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：健康宣言事業所数を700事業所以上とする。 <p style="text-align: center;">【参考】令和2年度実績 486事業所(11月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入事業所への文書勧奨および健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。 ☆ 健康宣言事業所に対するフォローアップの強化の一環として、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくり講座を実施する。 ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図る。
<p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。 ・ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について42.4%以上と 	<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部で作成した動画等も活用し、支部広報誌やWEB等により、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.3%以上とする <p style="text-align: center;">【参考】令和2年度実績 47.9%(11月末現在)</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>する 【参考】令和元年度実績 42.4% ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を44.0%以上とする 【参考】令和元年度実績 43.9% (11月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえ、健診、現金給付、保険料率等に重点を置いた広報計画を策定し、効果的な広報を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体等との協働で、健康保険委員研修会開催を継続するとともに、広報紙等を通じた情報提供を実施する。 ☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等の情報発信を行う。 ☆ 新規適用事業所に健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。 ・ 新規適用事業所の更なる増加が見込まれることから、日本年金機構と協働で、経験の少ない事務担当者向けの研修会を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知と合わせた健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行い、委嘱率の低い層に向けた勧奨も実施する。 	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。 ☆ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、WEBを活用した広報を実施する。 ☆ 新規適用事業所に健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせて健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、委嘱率の低い層等に向けた勧奨を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体等との協働で、健康保険委員研修会開催を継続するとともに、広報紙等を通じた情報提供を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。
<p>(4) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな指標が追加されたジェネリックカルテを活用し、支部の阻害要因を分析する。 ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。 ・ 他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。 ■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を79.6%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 	<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ></p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会本部で作成した「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組むべき課題(阻害要因)を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」および「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【参考】令和元年度実績 75.9% (7月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、鉄道車両、WEB、ラジオなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ 上記の使用促進にあたっては、健康保険組合連合会等との連携を図る。 ☆ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図り、自己負担額軽減額通知の年2回送付を継続実施する。また、通知対象者のうち自己負担額が発生しない加入者には軽減額通知以外の啓発を行う。 ・ 薬剤師会との連携等による加入者への情報提供を行う等、積極的な啓発活動を推進する。 ・ 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。 	<p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。 ・ 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末のジェネリック医薬品使用割合を79.7%以上とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤 <p>【参考】令和2年度実績 78.1% (7月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。 ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、WEBなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。 ・ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの年2回送付を継続実施する。 ・ 薬剤師会との連携等による加入者への情報提供やジェネリック医薬品希望シール配布を行う等、積極的な啓発活動を推進する。 ・ 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。
<p>(5) インセンティブ制度の周知<Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の実施結果を迅速に検証するとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアを活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 ☆ インセンティブ制度や評価指標について、被保険者だけでなく、被扶養者へ制度を周知し、行動変容を促すために、被扶養者が読者層となっているフリーペーパーによる広報を行う。 	<p>(4) インセンティブ制度の周知<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 ☆ インセンティブ制度や評価指標について、被保険者だけでなく、被扶養者へも制度を周知し、行動変容を促すために、WEBを活用した広報を行う。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(6) パイロット事業の立案<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ> (具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川支部案の初採用を目指し、既存の枠組みに捉われない新たな取組を立案し、パイロット事業又は支部調査研究事業として応募する。 	<p>(5) パイロット事業の立案<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ> (具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川支部案の初採用を目指し、既存の枠組みに捉われない新たな取組を立案し、パイロット事業又は支部調査研究事業として応募する。
<p>(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信・情報提供<Ⅰ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信を行う。 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> KPI：① 地域医療構想調整会議への被用者保険の参加率について100%を維持する ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 健診結果や医療費の集計・分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。 	<p>(6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ></p> <ol style="list-style-type: none"> 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 医療提供体制に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 <ul style="list-style-type: none"> 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 上手な医療のかかり方に係る働きかけ <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <ul style="list-style-type: none"> KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 <p>☆ 「上手な医療のかかり方」について、薬剤師会等と連携し、会員薬局でのポスター</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
	<p>掲示などを通じて加入者や事業主に対して働きかけを行う。</p>
<p>(8) 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用促進など支部の事業の推進に資する調査研究を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> オーソライズドジェネリック医薬品が存在する先発医薬品について、先発医薬品および後発医薬品のシェアおよび後発医薬品への切り替え余地を調査し、医療機関等への働きかけの材料とする。 	<p>(7) 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差について、県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等を反映させた分析を実施する。 かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費の推移について、分析を実施する。
<p>3.組織・運営体制関係</p>	<p>3.組織・運営体制関係</p>
<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準人員をベースとし、業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。 	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準人員をベースとし、業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。
<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 評価者研修等を通じて評価者の更なる資質向上を図り、被評価者に対し適切な評価及びフィードバックを行う。 	<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する理解を深め、被評価者に対し適切な評価およびフィードバックを行う。

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(3) OJTを中心とした人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。 ・ 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 ・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。 	<p>(3) OJTを中心とした人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。 ・ 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 ・ 支部におけるOJT研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。
<p>(4) 支部業績評価への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。 	<p>(4) 支部業績評価への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。
	<p>(5) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制基本方針に基づき、効率的な業務運営を行い、また、事故等の発生防止に努める。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に「山崩し定着活動」に取り組むとともに、RPA等を活用して効率的な業務を行う。 ・ 事故等が発生しないよう、規程やマニュアル等に基づいた業務を徹底する。
	<p>(6) リスク管理</p>

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事の際に万全に対応できるよう、職員のリスク意識や危機管理能力を高める。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修等を行う。
<p>(6) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。 ・ 効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守(コンプライアンス)を徹底する。 ・ アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。 ・ チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。 	<p>(7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守(コンプライアンス)を徹底する。 ・ アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。 ・ チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。
<p>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 <p>【参考】令和元年度実績 35.8% (10月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な広告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を 	<p>(8) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 各種経費の削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 <p>【参考】令和2年度実績 18.8% (12月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間

<p>令和2年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一社応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 	<p>や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。